

環境省令第四号

環境省設置法（平成十一年法律第一百号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月十日

環境大臣 小池百合子

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（環境情報室及び企画官）」に改め、同条第一項中「企画官及び環境情報企画官それぞれ一人」を「環境情報室及び企画官一人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「環境情報企画官」を「環境情報室」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 環境情報室に、室長を置く。

4 企画官は、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十一条の見出し中「特殊疾病対策室」の下に「、石綿健康被害対策室」を加え、同条第六項を同条第七

項とし、同条第五項中「特殊疾病対策室」の下に「、石綿健康被害対策室」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 石綿健康被害対策室は、石綿による健康被害の救済に関する事務（他の府省の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。